

## RAN ネットワーク管理運用基準

### 第1条 (目的)

本基準は、中央大学学友会インターネット運営委員会ネットワークプロジェクト委員会（以下、本委員会）の定める理工連盟内におけるネットワーク（以下「RAN」という）の管理および運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (設備管理)

「RAN」の円滑かつ健全な管理および運用を行うため、以下に各号の管理者を置く。これらは本委員会の委員から選出する。

#### 1. 管理責任者

#### 2. 管理担当者

### 第3条 (管理責任者)

1. 管理責任者は本委員会の委員長によって指名され、本委員会の承認を得て決定される。任期は年度単位とし、他の役職との兼任ならびに再任を認める。

2. 管理責任者は、「RAN」の運用および任期中の管理責任者が本委員会により不適切と判断された場合、解任される。解任された場合には本委員会委員長は直ちに後任者を指名しなければならない。ただし、後任者の任期は前任者の残務期間とする。

3. 管理責任者は本委員会に対し、「RAN」に関する定期報告を行わなければならない。また、異常が発生した場合には直ちに本委員会に報告しなければならない。

4. 管理責任者は、「RAN」全般およびネットワークに関わる運用と管理を行う。

また、「RAN」における障害、異常が発生した場合に速やかに対処しなければならない。

### 第4条 (管理担当者)

1. 管理担当者は管理責任者の補佐を担当し、本委員会の委員長によって複数名、指名され、本委員会の承認を得て決定される。任期は年度単位とし、他の役職との兼任ならびに再任を認める。

2. 管理担当者は、「RAN」の運用および任期中の管理担当者が本委員会により不適切と判断された場合、解任される。解任された場合には本

委員会委員長は後任者を指名しなければならない。ただし、後任者の任期は前任者の残務期間とする。

3. 管理担当者は、管理責任者と共に本委員会に対し、「RAN」に関する定期報告を行わなければならない。また、異常が発生した場合には直ちに本委員会に報告しなければならない。

### 第5条 (遵守事項)

本委員会委員は以下に掲げる全項を遵守し、かつ「RAN」利用者ならびに利用部会にこれらを遵守させる責任を持つ。

#### 1. 一般的遵守事項

A) 市民社会および大学生活で一般に要求される倫理的および法的な規範を遵守しなければならない。

B) ネットワークを利用する各組織およびニュースグループ等、他サイトの規約を遵守しなければならない。

C) プログラムその他のコンピュータ・ソフトウェアは知的財産権によって保護されていることを認識し、その取り扱いに関しては常に慎重に配慮しなければならない。

D) 他人を誹謗中傷する内容のファイル等を作成または送信してはならない

E) 大学人としての品位を欠くような内容のファイル等を作成または送信してはならない。

#### 2. 目的外の利用禁止に関する事項

営利を目的として「RAN」を利用してはならない。

#### 3. 知的財産権の保護に関する遵守事項

A) 知的財産権によって保護されているプログラムその他のソフトウェアを、使用許諾権の範囲を超えて複製、修正または配布してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

B) 前号の行為を行う手段を他人に提供してはならない。

#### 4. セキュリティに関する遵守事項

A) 他人のアカウントおよびパスワードを不正に入手し、所有または使用してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

B) 自己のアカウントおよびパスワードを不正に他人に提供または利

用させてはならない。

C) 正当な権限無しに他人およびシステム内部のデータその他の情報を入手してはならない。

D) 通信の秘密を侵害してはならない。

E) 上述の各号の行為を行う手段を、他人に提供してはならない。

### 5. システムの機能維持に関する遵守事項

A) 正当な権限無しに、「RAN」にかかわる設置機器の配線および周辺機器の接続構成を変更してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

B) 正当な権限無しに、「RAN」のソフトウェアの構成を変更してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

C) 「RAN」の正常な機能を損なうような、いかなる種類のソフトウェアも導入してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

D) 「RAN」上に、システムの正常な機能を損なうような数量のファイル等を送受信してはならない。

### 第6条 (支援)

本委員会委員長および理工連盟常任委員は、第3条および第4条の管理責任者および管理担当者を支援し、業務遂行に協力するものとする。

### 第7条 (教育・研修)

「RAN」の円滑な管理および運用に資するため、管理責任者は後継者育成を目的とした教育・研修を行わなければならない。

### 第8条 (監査)

本委員会が運営する情報ネットワークに関する監査については総則の定めるところによる。

### 第9条 (例規への委任)

本基準の定めるものの他、「RAN」の利用に関する必要事項は別に定める。

### 第10条 (接続)

本委員会は「RAN」の下にサブネットの新たな接続を禁止する。

### 第11条 (基準の改廃)

本基準の改廃は理工連盟常任委員会の承認を必要とする。

附則

本基準は 2005 年 12 月 15 日より施行する。